

下 総 第 3 9 2 号
令和8年(2026年)3月27日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 戸 澤 昭 夫 様
同 井 川 典 子 様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和8年(2026年)1月9日付け監査報告第1号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

（上下水道局水道管路課
ボートレース企業局ボートレース事業課）

上下水道局水道管路課に関する事項

〔指摘事項〕

- (1) 行政財産の使用許可に関する事務において、土地の一部の使用に係る使用料の算定については、下関市上下水道局会計規程第121条第8項の規定により準用される行政財産使用料条例別表2 来庁者用駐車場以外の表備考1の規定により、使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り上げて計算することとなっているが、使用面積の端数処理を行わずに計算したため、算定した使用料の額に誤りがある事例があった。所要の措置を講じるとともに、適正に事務処理されたい。

（改善措置状況）

今回の指摘を受け、行政財産使用者に対して令和7年11月25日付けで使用料の追加請求を行い、令和7年12月10日に入金を確認しました。

今後は、関係法令や通知文書の内容を把握するとともに、令和8年2月3日付けで改正した行政財産使用許可に係るチェックシートを活用し、チェック体制の強化を図ることで再発防止に努めます。

ボートレース企業局ボートレース事業課に関する事項

〔指摘事項〕

- (1) 行政財産の使用許可に関する事務において、地下埋設物等を設置するために使用する場合の使用料の算定については、下関市ボートレース企業局会計規程第59条の2第8項の規定により準用される下関市行政財産使用料条例別表2 来庁者用駐車場以外の表 土地の項第2号の規定により例によるとされる下関市道路占用料徴収条例別表備考6の規定により、長さ1メートルの端数があるときは1メートルとして計算することとなっているが、長さ1メートルの端数を切り捨てて計算したため、算定した使用料の額に誤りがある事例があった。所要の措置を講じるとともに、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

局内において行政財産の使用許可に関する条例等を改めて周知するとともに、使用料算定時、端数処理のある事例については複数の職員で確認を実施するよう体制を強化しました。

なお、算定誤りのあった2件の事例については、令和8年2月3日付けで使用料の追加請求を行い、令和8年2月13日及び3月9日にそれぞれ入金を確認しました。

以上